

1. 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の策定について

改正個人情報保護法の全面施行後は、主務大臣が従来行っていた認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という）に係る認定を個人情報保護委員会が行う必要があるところ、この度、当委員会において、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（以下「認定等指針」という。）の策定を行った。

認定等指針の策定に当たっては、次の事項を考慮している。

- 第11回委員会（平成28年6月21日）において、「現在の各主務大臣の認定基準におおむね共通する内容を踏まえつつ、委員会として団体の認定を行うための認定基準の策定を行う。」こととしていること。
- 認定団体が担う役割を尊重し、個人情報保護指針の制度について、次の内容の改正による充実化が図られたこと。
 - ① 個人情報保護指針作成の際のマルチステークホルダープロセスの考え方の導入
 - ② 個人情報保護指針を作成した場合の委員会への届出を義務化
 - ③ 個人情報保護指針が公表された場合の対象事業者に対する指導、勧告等が義務化
- 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）において、認定団体の対象事業者は当該認定団体に報告することとしていること。

認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（案）について（概要）

2. 認定等指針（案）の概要について

（1）認定の申請に係る手続（第3条～第6条）

- ✓ 認定の申請は、所定様式による申請書を個人情報保護委員会に提出することを規定。
- ✓ 「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」として、次の事項について記載した書類の提出が必要であることを規定。
 - ・ 個人情報保護指針
 - ・ 苦情の処理に係る準則
 - ・ 対象事業者に対する情報の提供に係る書類
 - ・ 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守するための指導、勧告等の体制に関する事項
 - ・ 対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応に関する事項
 - ・ その他必要な業務の目的及び実施要領
- ✓ 「業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類」として、次の事項を記載した書類の提出が必要であることを規定。
 - ・ 認定業務を行う組織に関する事項
 - ・ 認定業務を行う組織の責任者に関する事項
- ✓ 「経理的基礎を証する書類」として、次の事項を記載した書類の提出が必要であることを規定。
 - ・ 過去2年程度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類
 - ・ 認定業務を実施する3年程度における収支の見込み及びその算出根拠

認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（案）について（概要）

2. 認定等指針（案）の概要について

（2）個人情報保護委員会による認定の基準（第7条）

認定は、次のいずれにも適合している場合に行う。

- ✓ 認定業務の実施の方法として、次の事項が定められていること
 - ・ 認定業務を行う組織及びその運営
 - ・ 委員会ガイドライン等に準拠した個人情報保護指針
 - ・ 苦情の処理が適正かつ確実に行われる体制
 - ・ 対象事業者への情報の提供に係る目的及び実施要領
 - ・ 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守するために必要な指導、勧告その他の措置をとる体制
 - ・ 対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応
- ✓ 認定業務を適正かつ確実に行うための知識及び能力並びに経理的基礎として、次の内容を満たすこと
 - ・ 認定業務を適正かつ確実に行うための組織が存在すること
 - ・ 認定業務を適正かつ確実に行うために必要かつ適切な人員等を整備していること
 - ・ 認定業務を相当期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること
 - ・ 債務超過の状態にないこと
- ✓ 認定の申請に係る業務が不公正になるおそれのある業務を行っていないこと

認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（案）について（概要）

2. 認定等指針（案）の概要について

(3) 重要事項の変更の届出に関する手続（第8条）

- ✓ 重要事項の変更の届出は、所定様式に基づいて行うことを規定。
- ✓ 個人情報保護指針の変更の届出は、法律施行規則第24条で定める様式により行うことを規定。

(4) 認定団体が認定業務を廃止する場合の手続（第9条）

- ✓ 認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに届け出ること。

(5) アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）に定める アカウントビリティ・エージェントに係る業務の認定の申請（第10条）

- ✓ アカウントビリティ・エージェントに係る業務を併せて行うとする場合に追加的に必要となる書類（APECの示す要件に基づき、CBPR手続要件に合致することを証する書類、アカウントビリティ・エージェントに係る業務の運用・体制の整備に関する書類等）を規定。